



## ■ ■ ■ 多様な研究者の活躍促進

### 人材委員会等におけるこれまでの提言

【人材委員会(平成16年7月)】

- ・各大学・研究機関において、年齢や性別、国籍を問わず、各人の能力、業績を公正・適切に評価し、処遇に反映するシステムの整備を進めることが期待される。
- ・競争的資金において、出産・育児に配慮した運用を行う。各大学・研究機関においては、組織毎の目標や理念、女性研究者の実態等を踏まえ、男女共同参画促進のための体制整備や行動計画の策定等の取組が期待される。
- ・優れた外国人研究者を惹きつける世界トップレベルの研究水準・研究環境の実現に向けた整備充実を促進する。
- ・外国人特別研究員制度の充実改善、優秀な留学生の受入を促進する。
- ・海外で自立した研究活動を経験した者が、我が国に戻って研究を継続しようとする場合に、十分なポストがない等の指摘がある。海外での実績を積極的に評価し、処遇に反映することなどが必要である。

【総合科学技術会議フォローアップ(平成16年5月)】

- ・国立大学法人等の研究機関における研究者に占める外国人研究者及び女性研究者の割合はそれぞれ3.5%及び約10%と低い状況であることを踏まえ、各機関において積極的な取組を行う必要がある。
- ・その際、実効性を上げるため、各機関内において数値目標の設定も含めた計画的な取組を行い、それらの取組が各研究機関の評価に直接反映される仕組みを導入する必要がある。
- ・女性の研究者については、出産後職場に復帰するまでの期間に在宅での活動を支援するとともに、出産後の研究開発活動への復帰を促進する方法を各研究機関において整備する必要がある。
- ・外国人研究者については、成果を挙げた研究者について能力に見合う処遇や住環境を含め生活環境の整備を図ることが必要。

【ヒアリング意見】

- ・性差による負担を認め、本当に優秀な女性に対しては支援をしていくべき。
- ・出産・育児と研究の両立の環境整備が必要。
- ・各大学・独法において、女性採用に関する数値目標を設定すべき。
- ・数値目標よりも、育児との両立支援が決定的な解決策ではないか。
- ・(採用等の)「基準」を男性より下げること、安易に女性研究者を増やすのではなく、研究業績評価が正当なものであることが女性研究者に対する信頼や地位向上につながる。
- ・年齢による定年制は差別。問題は年齢ではなく能力。
- ・定年に達していても研究資金を獲得できれば、教授として在籍できるようにするか、研究の場所を提供すべき。
- ・米国のように外国人を招聘して活性化すべき。外国から優秀なポスドクを招聘することが重要。

第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

多様な研究者が活躍できる環境整備

優秀な研究人材の確保や多様性向上によって我が国の研究活動に広がりや活力を与えるという観点から、女性研究者や外国人研究者など、多様な研究者がその能力を最大限発揮し活躍できる環境整備を推進する。

(1) 女性研究者の活躍促進

1. 優れた研究者がその能力を最大限発揮することができるようにするため、国は引き続き競争的資金等における出産・育児への配慮を行う。(出産・育児に伴い受給の一定期間の中断や期間延長を認める等)
2. 各大学・公的研究機関等が策定する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画において、研究と出産・育児等の両立支援について規定し着実な実施を図る。
3. 優れた研究人材の積極的登用の促進による科学技術の発展の観点からは、大学・公的研究機関における採用について、特に女性の活躍が少ない分野においては、男女共同参画の趣旨も踏まえつつ、女性研究者の能力や業績を公正・適切に評価して積極的に登用することが期待される。また、採用のみならず、昇進・昇格や意思決定機関等への参画においても女性研究者を積極的に登用することを期待する。
4. 女性研究者の割合については、各機関や研究科等の組織ごとに、目標や理念、女性研究者の実態が異なるところであるが、女性研究者の積極的採用を進めるため、各機関ごとに、当該分野の博士課程における女性の割合等を踏まえつつ、各機関における女性の採用の数値目標の設定と達成状況の公開などの取組が期待される。国は、各大学や公的研究機関における取組の状況を把握し、公表する。

(次ページに続く)

## 多様な研究者が活躍できる環境整備

### (2) 外国人研究者や在外邦人研究者 【 本件に関しては第5回以降の「科学技術活動の国際展開」においても検討課題とする予定】

1. 外国人研究者を我が国の重要な研究人材と捉えて積極的に活用するため、優秀な外国人研究者や在外邦人研究者を惹き付ける研究環境の形成や、我が国の研究ポストの公募や教育・研究環境に関する情報発信、生活環境の改善に向けた取組等を政府をあげて推進する。(外国人特別研究員事業、経済的支援、子女の教育への配慮、出入国、在留に係る優遇措置、我が国内でのインターンシップや就業機会の充実などの検討)
2. 我が国において研究に従事した外国人研究者が、帰国後も継続的なネットワークを構築できるように、同窓会活動などの取組の充実を図る。

### (3) 優れた高齢研究者の能力の発揮

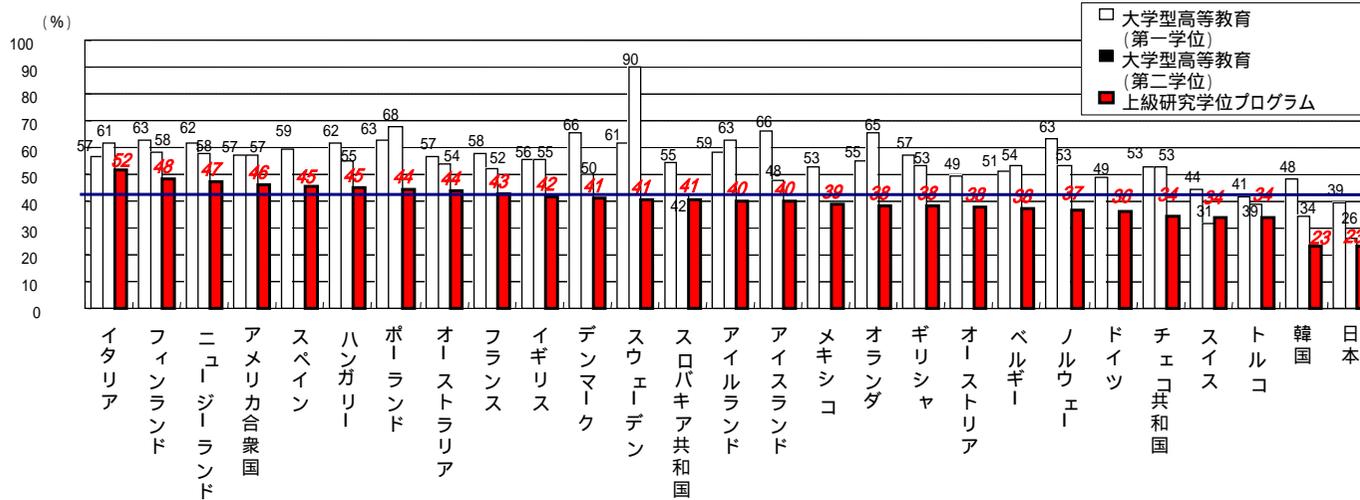
研究分野においては、創造性や柔軟性豊かな若手研究者の活躍を促進することが基本であり、年功主義を残し、能力主義を徹底しないまま安易に雇用期間の延長等を行うことは、若手研究者の登用の機会を奪い、研究現場の活力を失わせるおそれがある。一方、国際的に見て真に優秀と認められる研究者については定年後も競争的資金や外部資金等の活用により何らかの形で研究を継続できるようにすることが重要である。また、定年後の研究者について、研究職以外の分野でも、その能力や知見を活かして活躍できることが重要である。このため、各大学等における適切な取組を期待する。

# 女性研究者の活躍状況

我が国の高等教育卒業生数(短期大学を除く)および研究者数に占める女性の人数の割合は、OECD各国の中で最低。

## 図表4-1 女性研究者数等の現状

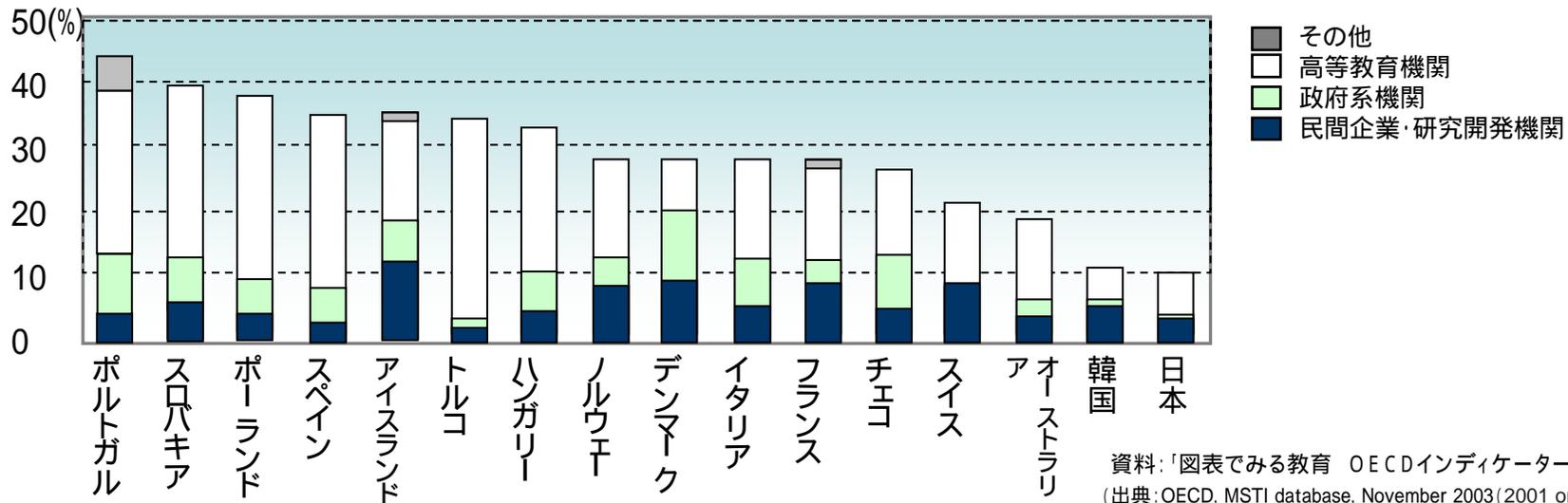
### 高等教育卒業者に占める女性の割合(2002年)



短期大学を除く。

注) 大学型高等教育(第1学位): 学士レベル  
 大学型高等教育(第2学位): 修士レベル  
 上級研究学位プログラム: 博士レベル

### 研究者に占める女性の割合(2002年)



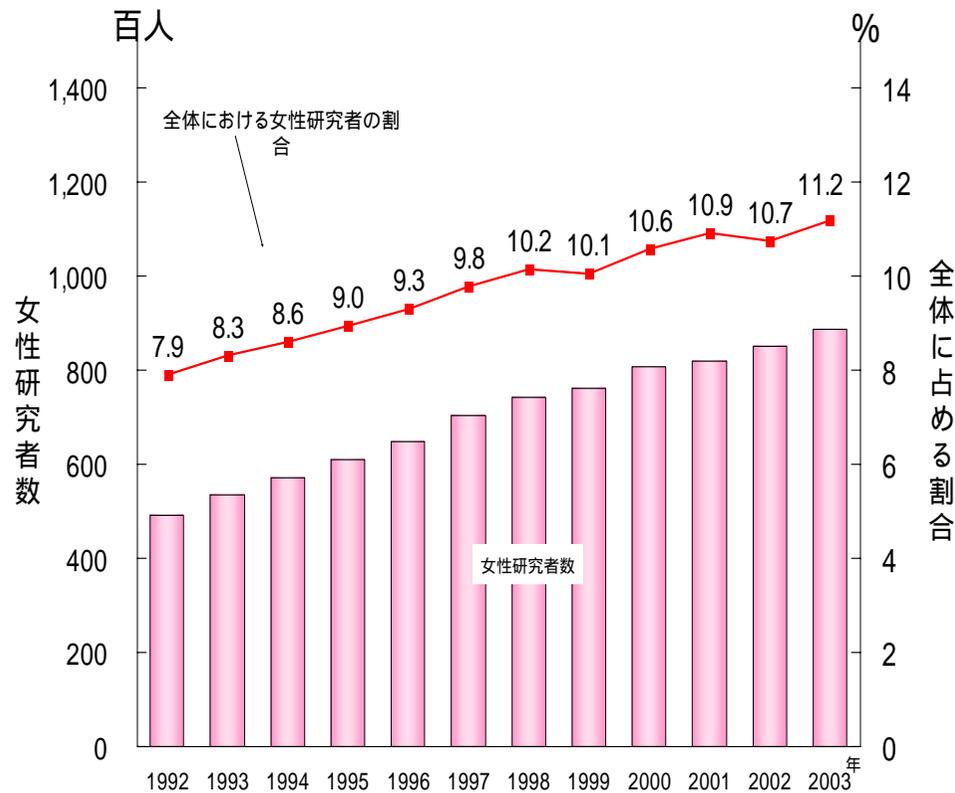
資料:「図表でみる教育 OECDインディケーター(2004年版)」より作成  
 (出典:OECD, MSTI database, November 2003(2001 or latest available year))

# 女性研究者の活躍状況

- ・女性研究者数は増加しているものの、研究者全体に占める割合は10%程度にとどまっている。
- ・一般の会社などの正規職員と比べても、女性研究者の割合は低い。

## 図表4-2 女性研究者数の推移

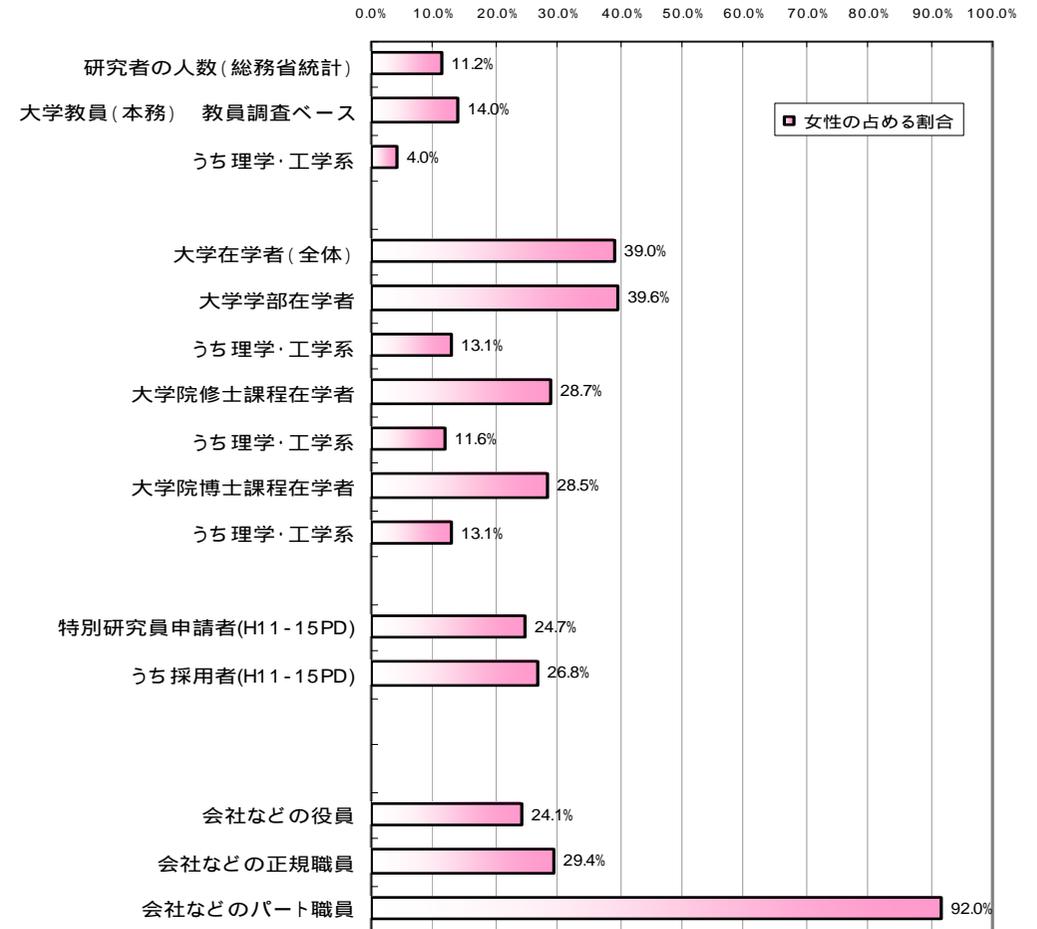
### 女性研究者数及び比率の推移



資料: 総務省統計局「科学技術研究調査報告」

出典: 科学技術政策研究所「科学技術指標(平成16年版)」

### いろいろな指標における女性の割合



資料: 学校基本調査、学校教員調査、労働力調査等を基に文部科学省で作成。



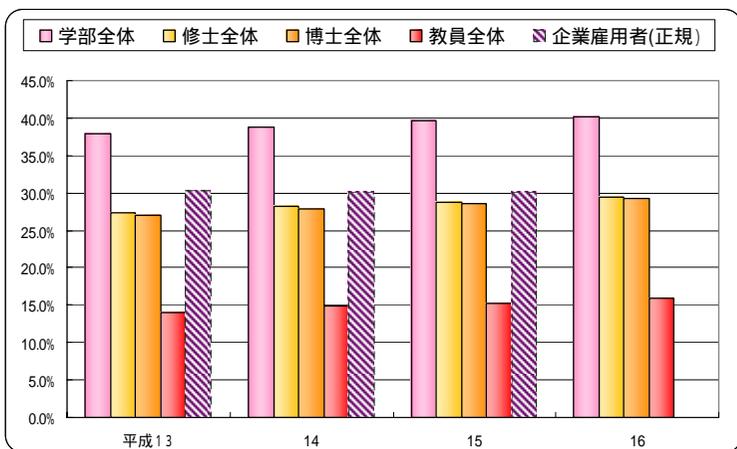
・大学教員における女性の比率は、専攻により大きく異なる。助手 - 講師 - 助教授 - 教授となるにつれ割合が下がることは共通している。理・工・農学系の学生数を見ると、学部段階ですでに女性の割合が低くなっている。

### 図表4 - 3 各分野の女性研究者の割合

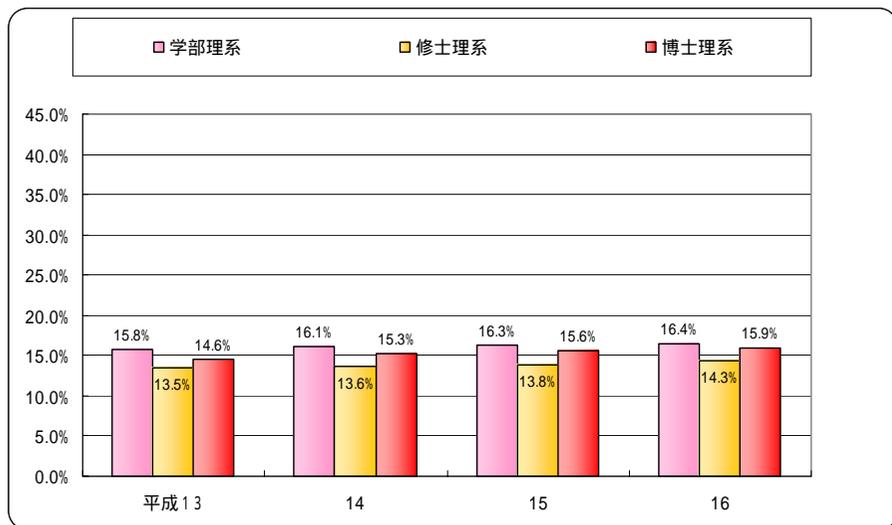
#### 大学生・教員における女性の割合(平成14年度)

全学部

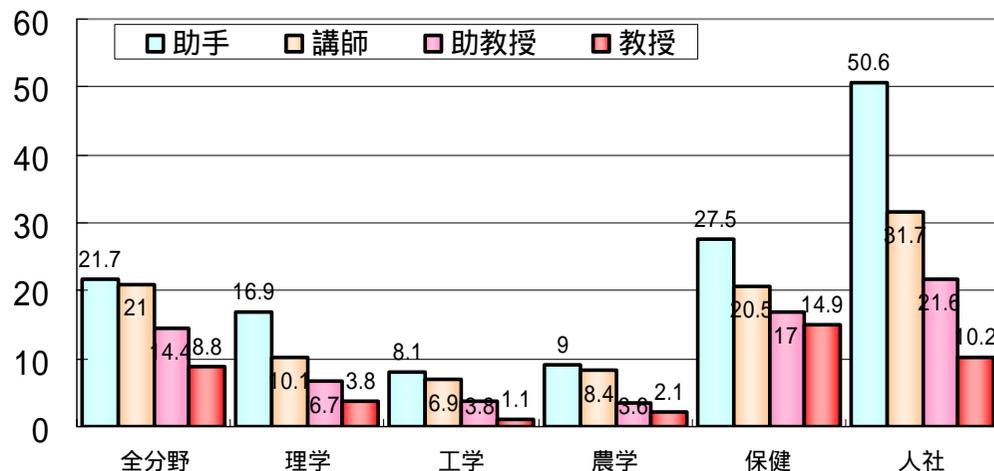
(出典)学校基本調査、労働力調査



理・工・農学系



#### 大学教員における専攻別女性の割合(平成14年度)



資料:学校基本調査を元に作成

#### 国の研究機関等における女性研究者数

	人数(人)	常勤研究者総数に占める割合(%)
国立試験研究機関	304人	13%
特定独立行政法人	688人	8%
非特定独立行政法人等	100人	5%

平成16年1月1日現在

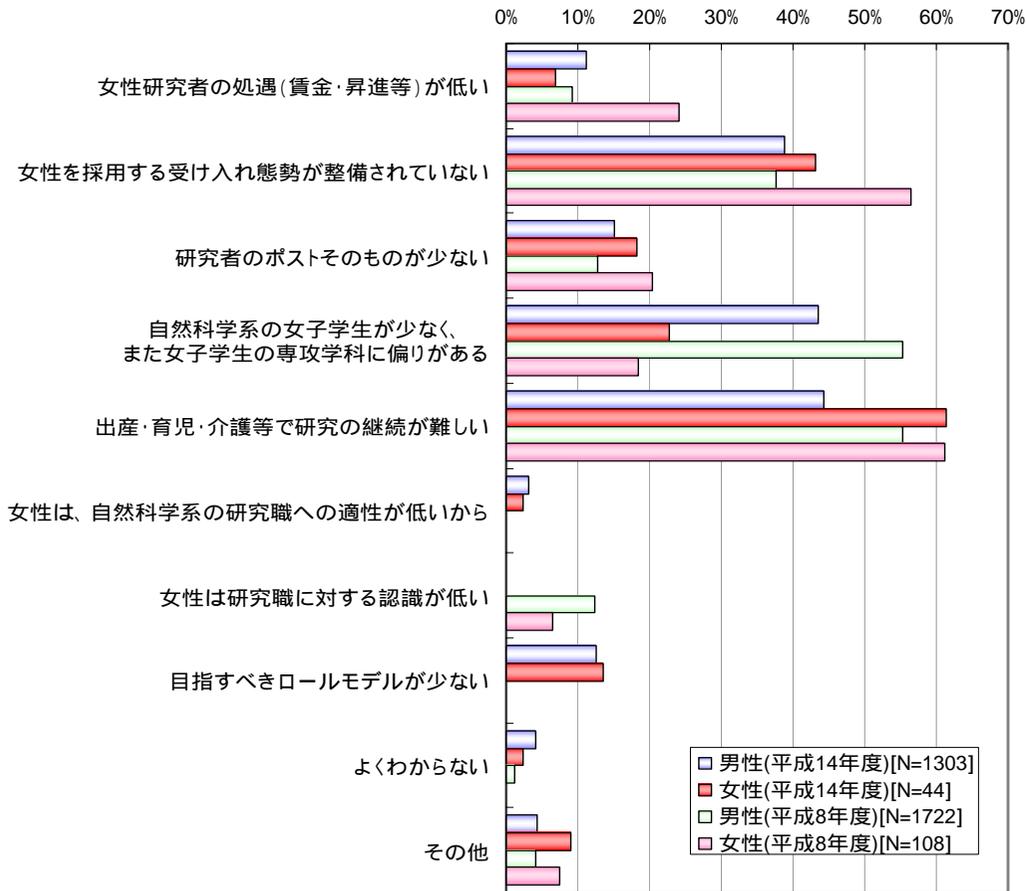
出典:科学技術基本計画(平成13年度~17年度)に基づく科学技術政策の進捗状況

# 研究と育児等の両立

- ・女性研究者が少ない理由として出産・育児等で研究の継続が難しいという意見が多い。
- ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、従業員301人以上を雇用する事業主は、次世代育成支援のための行動計画の策定・届出が義務づけられた。(300人未満の場合は努力義務)

図表4-4 研究と育児等の両立

## 女性の研究者が少ない理由



出典:「我が国の研究活動の実態に関する調査(平成14年度)」

〔都河明子「科学技術分野における女性研究者の能力発揮」(平成13年度科学技術政策提言)より〕

## 次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画について

### 行動計画とはどんなものですか？

- ・それぞれの企業等が、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組みに当たって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定めるものです。
- ・行動計画は企業等の実情に応じ、労働者のニーズを踏まえて策定されることとなりますが、例えば、次のようなものが考えられます。

**(行動計画策定例)**

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 計画期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの3年間
- 内 容

**目標1** 計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性社員・・・年に〇人以上取得すること。  
女性社員・・・取得率を〇%以上とすること。

**<対策>**

- ・平成〇年〇月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- ・平成〇年〇月～ 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

**目標2** 平成〇年〇月までに、小学生未満の子を持つ社員が、希望する場合には利用できる短時間勤務制度を導入する。

**<対策>**

- ・平成〇年〇月 労働者の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・平成〇年〇月～ 社内広報紙を活用した周知・啓発の実施

**目標3** 平成〇年〇月までに、社員全員の所定外労働時間を、一人あたり年間〇〇時間未満にする。

**<対策>**

- ・平成〇年〇月 所定外労働の取組の分析等を行うプロジェクトチームの設置
- ・平成〇年〇月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年に〇回実施

「この中から、取り組むべき目標を絞り込む方法があります。」

「制度の導入・拡充に際しては、個人・部門ごとの負担を軽減する工夫も必要です。」

「目標は、企業等の実情に応じて、一人ひとりが達成していたとしても構いませんが、アンケート調査や意見聴取などの方法により、労働者のニーズを踏まえた目標とするのが重要です。」

「計画期間は、経済社会環境の変化や労働者のニーズを踏まえて策定されることが必要である」ということから、一定の目標が達成されるための期間としては、2～3年程度が望ましいものです。」

「目標を達成するための対策として、この中から、取り組むべき目標を絞り込む方法があります。」

出典:厚生労働省作成リーフレット

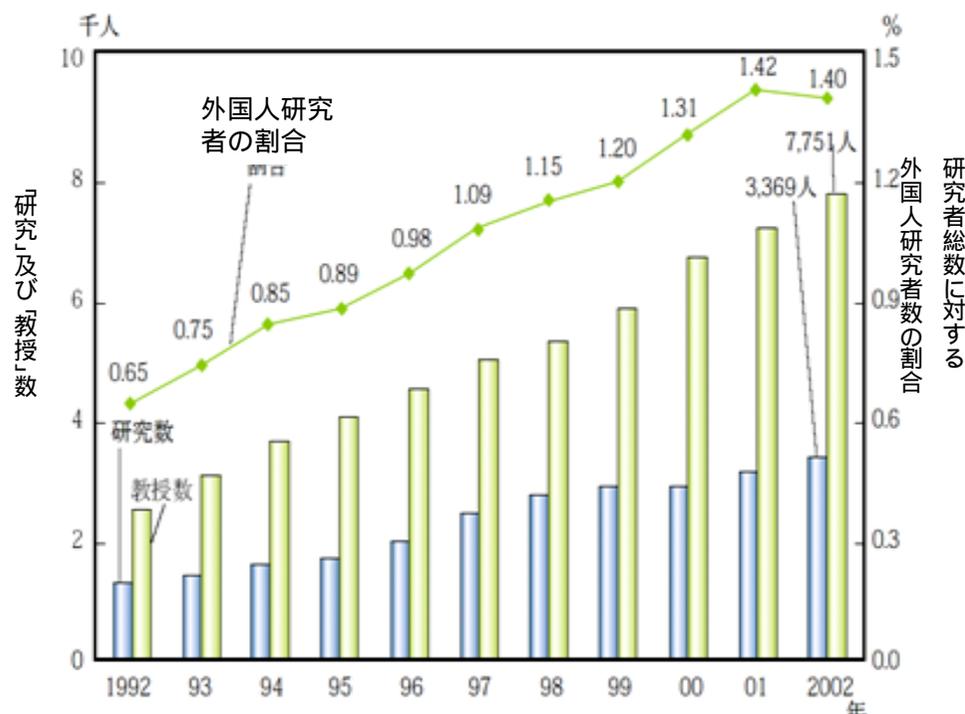


# 外国人研究者の活躍状況 - 外国人研究者数の推移 -

- ・外国人研究者の割合は、年々増加し平成14年(2002年)では研究者総数に占める割合が1.4%となっている。
- ・大学の外国人教員数は増加しているが、割合は横ばい。

## 図表4-6 外国人研究者の状況

### 外国人研究者数と研究者総数に占める割合の推移



注：外国人研究者とは在留資格が「教授」(大学若しくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動)の者と「研究」(公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動)の者の合計である。

資料：法務省「在留外国人統計」、総務省「科学技術研究調査報告」

出典：文部科学省科学技術政策研究所「科学技術指標(平成16年版)」

### 大学における外国人教員数

	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	外国人教員数	外国人/教員総数	外国人教員数	外国人/教員総数	外国人教員数	外国人/教員総数
学長	6人 (国立0、公立0、私立6)	0.9%	5人 (国立0、公立0、私立5)	0.7%	5人 (国立0、公立0、私立5)	0.7%
副学長	2人 (国立0、公立0、私立2)	0.5%	1人 (国立0、公立0、私立1)	0.2%	2人 (国立0、公立0、私立2)	0.4%
教授	1,212人 (国立115、公立84、私立1,013)	2.0%	1,266人 (国立134、公立82、私立1,050)	2.1%	1,293人 (国立129、公立82、私立1,082)	2.1%
助教授	1,420人 (国立426、公立114、私立880)	4.0%	1,457人 (国立408、公立112、私立937)	4.0%	1,524人 (国立451、公立117、私立956)	4.1%
講師	1,768人 (国立611、公立115、私立1,042)	9.1%	1,781人 (国立602、公立105、私立1,074)	9.0%	1,791人 (国立563、公立101、私立1,127)	9.0%
助手	798人 (国立495、公立54、私立249)	2.1%	776人 (国立466、公立46、私立264)	2.1%	788人 (国立463、公立31、私立294)	2.1%
計	5,206人 (国立1,647、公立367、私立3,192)	3.4%	5,286人 (国立1,610、公立345、私立3,331)	3.4%	5,403人 (国立1,606、公立331、私立3,466)	3.5%

出典：学校基本調査

### 国の研究機関等における外国人研究者数

	人数(人)	常勤研究者総数に占める割合(%)
国立試験研究機関	6人	0.3%
特定独立行政法人	112人	1.4%
非特定独立行政法人等	14人	0.7%

平成16年1月1日現座  
文部科学省調べ